

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童福祉法による保育の実施及び子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加東市は、児童福祉法による保育の実施若しくは措置費用の徴収に関する事務並びに子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県加東市長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務
②事務の概要	加東市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①児童福祉法第56条第2項の費用(助産、母子保護、保育所等に係る費用)の徴収に関する事務 ②子ども・子育て支援法第20条第1項の教育・保育給付認定、同法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、審査、応答に関する事務 ③子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務 ④子ども・子育て支援法第22条、子ども・子育て支援法施行規則第15条第1項の届出の受理、審査、応答に関する事務 ⑤子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 ⑥子ども・子育て支援法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務 ⑦子ども・子育て支援法第30条の5第1号の施設等利用給付認定、同法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、審査、応答に関する事務 ⑧子ども・子育て支援法第30条の5第7項の教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 ⑨子ども・子育て支援法第30条の7、子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の届出の受理、審査、応答に関する事務 ⑩子ども・子育て支援法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 ⑪子ども・子育て支援法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務
③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 住基ネットGWシステム 3. 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)保育台帳ファイル (2)宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の8の項、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8条及び第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二の13、16、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第10条の3、第59条の2の2 【情報提供の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども教育課
②所属長の役職名	こども教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 教育委員会 こども未来部 こども教育課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 教育委員会 こども未来部 こども教育課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	Ⅱ 1	平成27年9月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年6月12日	Ⅱ 2	平成27年9月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I 3	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8条 ※番号法別表第一の94の項に係る主務省令は未制定	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8条及び第68条	事後	
令和1年6月28日	I 4 ②	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「保育の実施又は措置に関する事務」又は「負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」、「子どものための教育・保育給付の支給に関する事務」が含まれる項(13、16、116の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第12条 ※番号法別表第二の13の項及び116の項に係る主務省令は未制定	【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第7号 別表第二の13、16、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第10条の3、第59条の2 【情報提供の根拠】 なし	事後	
令和1年6月28日	I 5 ①	福祉部 子育て支援	こども未来部 こども教育課	事後	
令和1年6月28日	I 5 ②	子育て支援課 課長 山本 京子	こども教育課長	事後	
令和1年6月28日	I 7	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 福祉部 子育て支援課	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 教育委員会 こども未来部 こども教育課	事後	
令和1年6月28日	I 8	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 福祉部 子育て支援課	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 教育委員会 こども未来部 こども教育課	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ 1	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ 2	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	-	項目の追加	事後	様式変更による見直し
令和3年9月1日	I 1 ①	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務	事後	
令和3年9月1日	I 1 ②	①児童福祉法第56条第2項又は第3項の費用(助産、母子保護、保育所等に係る費用)の徴収に関する事務 ②子ども・子育て支援法第20条第1項の支給認定、第23条第1項の支給認定の変更の認定の申請の受理、審査、応答に関する事務 ③子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務 ④子ども・子育て支援法第22条、子ども・子育て支援法施行規則第15条第1項の届出の受理、審査、応答に関する事務 ⑤子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑥子ども・子育て支援法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務	①児童福祉法第56条第2項の費用(助産、母子保護、保育所等に係る費用)の徴収に関する事務 ②子ども・子育て支援法第20条第1項の教育・保育給付認定、同法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、審査、応答に関する事務 ③子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務 ④子ども・子育て支援法第22条、子ども・子育て支援法施行規則第15条第1項の届出の受理、審査、応答に関する事務 ⑤子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 ⑥子ども・子育て支援法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務 ⑦子ども・子育て支援法第30条の5第1号の施設等利用給付認定、同法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、審査、応答に関する事務 ⑧子ども・子育て支援法第30条の5第7項の教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 ⑨子ども・子育て支援法第30条の7、子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の届出の受理、審査、応答に関する事務 ⑩子ども・子育て支援法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 ⑪子ども・子育て支援法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務	事後	
令和3年9月1日	I 1 ③	2. 保育料システム 3. 収納システム 4. 宛名システム	2. 住基ネットGWシステム	事後	
令和3年9月1日	I 2	(2)児童入所施設等措置関係ファイル	(2)宛名特定個人情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 4 ②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年9月1日	IV 5	十分である	提供・移転しない	事後	
令和3年9月1日	IV 6	十分である	提供・移転しない	事後	
令和5年5月12日	I 1 ③	1. 子ども子育て支援システム 2. 住基ネットGWシステム 3. 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー	1. 子ども子育て支援システム 2. 住基ネットGWシステム 3. 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能	事後	
令和6年6月1日	II 1	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年6月1日	II 1	平成31年4月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月2日	II 2	平成31年4月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	